



福岡医発第1941号(地)
平成19年 2月 2日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉



生活保護の人工透析に係る医療費について

生活保護世帯の人工透析に係る医療費については、従来、医療扶助により対応していましたが、今般、平成19年3月診療分より自立支援医療(更生医療)において給付することとなった旨、別紙のとおり福岡県保健福祉部障害者福祉課より通知がありました。

なお、これに伴い、生活保護世帯の人工透析患者につき、障害認定を受けていない方については障害認定、自立支援医療(更生医療)の新規支給認定の申請及び支給認定、また、生活保護世帯の人工透析患者が、人工透析医療に関し、診療(調剤)を受ける医療機関のうち、指定自立支援医療機関(厚生医療)の指定を受けていない医療機関については、指定の申請等の事務処理が必要となります。

つきましては、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(公印省略)

18障 第3688号

平成19年1月22日

社団法人 福岡県医師会長 殿

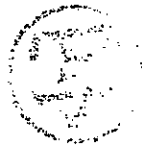
福岡県保健福祉部障害者福祉課長
(自立支援係)

生活保護の人工透析に係る医療費について (通知)

生活保護世帯の人工透析に係る医療費については、従来、医療扶助により対応していたところですが、今般、別添のとおり、平成19年3月診療分から、自立支援医療（更生医療）において給付することとなりましたので通知します。

なお、これに伴い、生活保護世帯の人工透析患者につき、障害認定を受けていない方については障害認定、自立支援医療（更生医療）の新規支給認定の申請及び支給認定、また、生活保護世帯の人工透析患者が、人工透析医療に関し、診療（調剤）を受ける医療機関のうち、指定自立支援医療機関（更生医療）の指定を受けていない医療機関については、指定の申請等の事務処理が必要となる旨、念のため申し添えます。





事務連絡
平成18年12月26日

都道府県
各指定都市 生活保護担当課及び
中核市 自立支援医療（更生医療）担当課 御中

厚生労働省 社会・援護局保護課
医療係長
障害保健福祉部精神・障害保健課
自立支援医療係長

生活保護世帯の人工透析に係る医療費について

生活保護及び自立支援医療につきましては、平素よりご尽力頂き、御礼申し上げます。

さて、生活保護世帯の人工透析に係る医療費については、本来、更生医療において負担すべきものであったところ、これまで、予算上の理由がある場合については、医療扶助により対応しても差し支えないとする取扱いとしていたところであります。

今般、障害者自立支援法の施行による自立支援医療（更生医療）に係る利用者負担の見直し等を契機とし、平成19年度（平成19年3月診療分）から、生活保護法の他法他施策優先の基本原則に基づき、自立支援医療（更生医療）において給付することと致しましたので、各自治体におかれては、予算措置等適切に対応いただくとともに、貴管内市町村を含め関係機関への周知を徹底し、遺漏のないよう準備方お願い致します。

なお、必要な手続き等の詳細については、別途通知することとしているので、予め御了知下さい。

（照会先）

社会・援護局保護課医療係長 清水（内線 2829）

障害保健福祉部精神・障害保健課

自立支援医療係長 岩倉（内線 3057）